

平成28年度 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会
議事録（要約）

日 時：平成28年9月29日

13:30～14:30

場 所：佐久市役所 501会議室

- 1 開 会 進行：人権同和課長
- 2 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」諮問
- 3 あいさつ
- 4 会議事項 議長：副会長
 - (1) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画素案について
 - (2) その他
- 5 その他
 - (1) いのちの駅伝
 - (2) 人権・男女共生フェスティバル
 - (3) その他
- 6 閉 会

【質疑、意見】

(1) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画素案について

(委 員) 33ページの目標数値について、この数値を決めるにあたってデータがあるはずですが、これらの数値設定の根拠を記載した方が良いと思います。

(事務局) 表現の方法について、数値目標の表現等を検討しまして記載していければと思います。

また、第三次では、目標項目を増やしてあります。

(委 員) レビューとして、根拠は載せる必要があると思います。新しい項目については、これだけの項目を増やしましたという表記すればいいと思います。

(事務局) 表現の仕方を工夫させていただきます。

(委 員) 質問ですが、第三次の概要を説明していただきましたが、この概要について、

資料としていただきましたが、どのような意図で配られたのか説明をいただきたいと思います。

また、骨子についてパブリックコメントを求めましたが、市民からどのようなコメントがあったのか教えていただきたい。それと、運動団体や他の団体とのすりあわせはされてきたのでしょうか。

(事務局) まず、骨子についてのパブリックコメントですが、市民の皆様からのご意見はありませんでした。

また、すりあわせですが、各団体の代表である審議会委員さんから、ご意見としていただきながら案を作成させていただいていますが、個々の団体と細かい内容をすりあわせるといったことではしていません。

概要については、これだけの分厚い素案の資料ですので、全てを細かくご説明させていただくわけにもいきませんので、参考にしていただければと用意しました。

(委員) 気になるのが、この概要では、市民意識調査の結果から、人権意識の高揚と人権養育を推進しますという中身ですよね。これはこれでいいのですが、総合計画には教育や啓発活動だけではないわけですから、このような概要では誤解を与えてしまうのではないかという気がします。

また、審議会委員さんからの意見をまとめてきたということですが、この審議会の中には当事者団体の皆さんがそれぞれいるわけですから、それぞれの課題に対して、当事者団体ですりあわせをしながら、新たな課題を加えていくことが大事じゃないかと思います。

例えば、総合計画には「障がい者差別」の問題も入っていますが、この4月から「障がい者差別解消法」という法律が施行になりました。その法律では、教育・啓発活動だけではなく、その差別の障壁を取り払うための具体的な施策まで入っています。今回の総合計画を見た時に、障がい者差別の法律に基づいたような施策がこの総合計画に反映されていないような気がします。国として施策を掲げて障壁を取り除こうと取り組んでいる中で、佐久市として今度の新しい総合計画を作るときに、その法律は反映されていないということはいいのでしょうか。そういった点についても、もっと審議会の中ですりあわせなや議論をすべきではないのでしょうか。

(事務局) 「障がい者」の関係は、担当部署は違いますが、障がい者の福祉に対する計画があり、「高齢者」には高齢者の計画があります。それぞれの問題で個々の計画を

作っているわけですが、本計画は人権擁護に特化した計画であるため、個々の計画や担当課と連携を取りながら、本計画で表現できるものがあれば検討してまいりたいと思っております。

(委員) 「障がい者」といっても、大きく分けて「身体」と「精神」と「知的障害」の3つの障害があるわけですが、それぞれの状況・状態が違うため一律に「障がい者」というくくりにしても困るというようなこともあります。本当に色々と考えていただいてあってありがたいのですけれども、「人権」ということに関しては共通ですが、状況・状態がそれぞれで違うので、具体的な内容を書くとなると非常に厳しい。先ほど事務局の方が答えていたように、福祉部の方でこのような審議会がありまして、そこで詰めていかないと、内容が非常に多岐にわたっているため、どうすればいいかわかりかねている。幅が広いので一律には出来ないというのが感想です。

(委員) おっしゃる通りのような気がします。「障がい者」というと、どうも一色単にしてしまう傾向がある。そのこと自体が、認識がかなり遅れているという感じだと思います。そういう面も含めて、やはり啓発・教育は必要なんじゃないかというような気がします。

(委員) 総合計画に関連してくる福祉課などとの情報交換はされているのでしょうか。それと、これを策定するにあたって会合などを持たれたのでしょうか。

(事務局) 庁内では、全てに知らしめるために、これを全体に流しています。総合計画でするので、人権に関する方向性を示すような計画になります。

それぞれの担当課で個々の計画というものがあります。それらの計画には、どういう施策をやっていくのか、細かい計画があります。「第三次佐久市部落差別と人権擁護に関する総合計画」は、あくまでも人権という大きな計画の中で方向性を出す、どういう方向で施策を展開していくか、なんです。

本計画は、庁内での確認はさせていただいてあります。ですから、逆にあまりに細かく記載すると、個々にある計画と同じことが書いてあるような形になってしまいますので、本総合計画では人権の方向性を出しまして、個々の計画で細かく施策をうたっていく、というような全体の作りになっています。

(委員) 先ほどの目標数値にしてもこれでいいのかなというものもある。そういうところは、少なくとも担当者レベルで情報交換をしているとは感じられなかった。そ

いう意味で、横の連携をされたらどうかと提案したい。

(事務局) 幹事会というのが、課長以下のレベルでの会議になります。

目標数値ですが、事業によっては、毎回数値を増加出来るわけではありません。担当者で数値目標の増減について話し合った結果、このような数値となりました。

(委員) 庁内に副市長がトップの「人権啓発推進本部」があり、各部長さんが委員となって人権問題について会議をしている。また、課長クラスが幹事になった幹事会があり、同様に人権問題について会議をしている。我々は、そのような会議があるということを知っていますが、市民からすれば、そのような組織があり、会議をしているということを知らない人が多いと思います。

第三次総合計画の中で、組織形態などについて示した方がいいのではないかと思います。

事務局から個々の計画があるのでという説明でしたが、その計画の内容がよくわからない。その計画がどういう計画であるのかということ、この人権の総合計画の中で、「細かいことについては〇〇の計画を参照してください」というような一文があればより分かりやすくなるかと思います。高齢者にしても子どもの問題にしても計画はあるはず。それらを、この人権の総合計画で関連付け、この人権の総合計画では、人権問題について、障がい者や高齢者の人権課題を提起し、具体的な施策としては他の計画の中でやっていると、そのようなことが見てわかるようなものがほしいと思う。

(事務局) それらについても、庁内の方で図らせていただきたいと思います。

(委員) 他の計画で、計画作成の検討経緯を載せている例がありますが、どうか検討をお願いします。

(事務局) はい。検討します。

(委員) 皆さん、再度この計画をよく読んでいただいて、今後もぜひ意見を上げていてほしいと思います。